

【令和7年度古文書講座 第1講座】

御朱印・御制札預り証文写 一岐阜町中宛て徳川家康朱印状の行方一

令和7年11月7日 岐阜県歴史資料館 入江康太

1、慶長7年3月7日付け岐阜町中宛て徳川家康朱印状写

此御朱印なくして伝馬押立者有之者、其町中之者出合ううちころすへし、若左様ニならざる者ニ
おみてハ主人を聞、可申上者也、仍如件、

慶長七年

三月七日

岐阜町中 (加納照彦家文書仮 C1-3)

- ・慶長7年(1602)、徳川家康が岐阜町に宛てた朱印状の写し。徳川氏が発給した朱印状を携帯しない者の伝馬(乗り継ぎ用の馬)の徵發を禁じたもの。
- ・慶長6年(1601)8月5日には、美濃国奉行・大久保長安が、商品の自由な出入(第1条)、伝馬役の免除(第2条)、火災時における火元の消防責任(第3条)など岐阜町の振興や防災・治安について定めた制札を出している。
- ・上記朱印状、制札は加納久左衛門が所持し、延享年間(1744~48)には、賀島清左衛門が預かっている。
- ・明治11年に書写された時点では、岐阜町副区長預りとなっている(明治期岐阜県庁事務文書3・38-16)。→その後の行方は不明。
- ・岐阜町町人加納家に伝わった史料から、江戸時代における徳川家康朱印状・大久保長安制札の管理のあり方について見る(加納照彦家文書C1「御朱印并御制札 賀島清左衛門病死ニ付、子清左衛門証文一件」として包紙で一括されている文書)。

2、岐阜町惣年寄 加納氏

(加納氏略系図) (加納照彦家文書仮 80)

鵜飼貞次 — 貞則 — 加納貞重(久三郎 後に久左衛門) —

— 貞興(久之進 後に久左衛門) — 貞治(久左衛門 後に富右衛門) —

— 貞純(平三郎 後に久左衛門、養子 妻は貞治の娘) — 貞吉(直治郎 後に久之丞、養子 妻は貞純の娘)

- ・生没年(篠田壽夫「鵜飼加納系図」との出会い)から

貞次(重仲): 1514~1601 貞則: ?~1619 貞重(吉政): ?~1653

貞興: 1596~1681 貞治: ?~1726 貞純: ?~1729 貞吉: ?~1770

- ・加納氏は最初鵜飼と名乗る。尾張国富田村(一宮市)に居住。のち、美濃国加納村(羽島市)に移る。貞重の時、織田秀信の命により加納と改める。
- ・織田信長から造酒商壳免許を受け、のち出入舟の諸役免許を受ける。川筋における戦闘における御用を勤める。岐阜へは秀信により迎えられる。
- ・岐阜の惣年寄(岐阜町における町役人の最高職)を務める。上記家康朱印状を所持したことから、「御朱印預り」と尊ばれる。

3、史料ごとの語句、人物

史料1 御朱印・御制札預り証文写 (加納照彦家文書 C1-5)

当地：岐阜町。

御朱印：慶長7年3月7日付け岐阜町中宛て徳川家康朱印状。

御制札：慶長6年8月5日付け大久保長安制札。

賀嶋清左衛門：岐阜町惣年寄。鞠屋町在。

役筋相立：ここでは惣年寄役を務めることか。

為後日仍而如件 (ごじつのためよってくだんのごとし)：後々のため上記の通りです。

加納甚左衛門、神村源介、堀田与平次、柴田四郎兵衛、井上八郎次

：六人役 (岐阜町役人 惣年寄を補佐)。

神部庄左衛門：六人役の一人力。

後室：未亡人。

史料2 御朱印・御制札預り証文作成願書控 (加納照彦家文書 C1-6)

(端裏書「御朱印預り証文仕候様奉願候控」)

当分：さしあたり。

被仰聞 (おおせきかされ 〈おおせきけられ〉)：言ってお聞かせになる。

暫茂 (しばらくも)：すこしの間も。

歎 (なげき)：歎願。

後家：未亡人

重而 (かさねて)：さらに。

右清左衛門其外町役人連印之預り証文：史料1のこと。

末々 (すえずえ)：のちのち。

冥加ニ相叶 (みょうがにあいかない)：神仏の思し召しにかない。

規模：名誉。誇り。

指越 (さしこす)：送ってくる。

訳相立候様 (わけあいたちそうろうよう)：事情がよくわかるように。

4、史料からわかること

【経緯】

- ・慶長6年の大久保長安の制札、同7年の徳川家康の朱印状（以下朱印状等）は、岐阜町を代表して加納久左衛門が受け取り保管していた。
- ・享保14年（1729）、加納久左衛門（四代目）が跡継ぎ不在のまま死去する。尾張藩（岐阜奉行）の指示により、朱印状等は岐阜町惣年寄賀嶋清左衛門のもとに移される。
- ・当初、加納家は尾張藩の指示に対し抵抗したが、尾張藩の説諭により受け入れた。代替として、賀嶋清左衛門及び町役人の連判による預り証文を受け取る（史料1）。

- ・寛延2年（1749）、賀嶋清左衛門が死去。加納久之丞（四代目久左衛門の養子）は、尾張藩に対し、朱印状等の新しい保管者から同様の預り状を自身に送るよう求める（史料2）。

→ 寛延2年8月10日付で賀嶋清左衛門および町役人連判で加納久之丞に対して預り状が出される（加納照彦家文書C1-10）。その際、史料1の原本は賀嶋家に返却される（加納照彦家文書C1-12-3）。

【朱印状等の位置づけ】

- ・加納家の私物でない。岐阜町惣年寄と結びついたもの（少なくとも享保期にはそう認識されている）。加納家との繋がりは残るが。
- ・当主の死と後継者の不在により、岐阜町惣年寄を務められなくなった加納家から惣年寄を務める賀嶋家に移る。
- ・しかし、賀嶋家も所有するのではなく、あくまで預り。岐阜町に関する公文書として認識され、近代にいたるか（明治期岐阜県庁事務文書「岐阜町副区長預り」）

【転換期としての享保期】

- ・草分けの土豪代官的な惣年寄に対し、新興商人（質、呉服、酒など）が台頭。

【加納家の事情】

- ・加納久之丞以降、岐阜町惣年寄に就任していない。 → 加納家の没落？
- ・新田開発者としての加納家 須賀村（羽島市）全体を影響下に置く。
- ・同村に居住していたとの伝承。久之丞は身体不適により同村に逼塞。村方下作の者との紛争。
- ・寛延2年時点の久之丞の居所。同年と思われる、加納久之丞宛て丹羽与三右衛門書状（加納照彦家文書C1-12-4止）には、幾三郎が惣年寄に任命され、清左衛門と改名したとある。

→ 岐阜町でないと考えられる。

参考文献

- 『尾濃葉栗見聞集・岐阜志略』（一信社、1934年）。
- 『岐阜市史』通史編近世（岐阜市、1981年）。
- 篠田壽夫「享保期の岐阜町人の生活ぶり」（『岐阜県歴史資料館報』19号、1996年）。
- 篠田壽夫「岐阜惣年寄加納久左衛門は新田開発者だった」（『岐阜史学』102号、2007年）。
- 篠田壽夫「「鵜飼加納系図」との出会い」（『岐阜史学』102号、2007年）。